



## 建設雇用改善推進助成金（中小建設事業主）の計画の届出について

### 1 提出上の注意

- (1) この建設雇用改善推進助成金(中小建設事業主)計画届(以下「計画届」といいます。)は、中小建設事業主が、所在地を管轄する都道府県労働局(以下「管轄労働局」といいます。)長へ雇用管理の改善に係る計画の届出を行って、建設労働者を対象として、次のロに掲げる事業(以下「雇用管理改善推進事業」という。)を行う場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
  - イ 対象中小建設事業主としての要件
    - (イ) 建設労働者の雇用の改善のために、雇用改善推進事業計画(雇用管理に係る課題及びその対応策を明示した計画であって、一の事業年度に係るものをいう。)を作成すること。
    - (ロ) 雇用改善推進事業計画に従って雇用改善の取組みを実施することができると認められるものであること。
    - (ハ) ロに掲げる事業のうち少なくとも(イ)又は(ロ)のいずれかの事業を計画している中小建設事業主であること。
  - ロ 雇用改善推進事業の種類
    - (イ) 雇用管理研修等を行うこと。
    - (ロ) (イ)の雇用管理研修等、国が民間団体に委託して実施する雇用管理研修等及び雇用管理責任者講習を受講させること。
    - (ハ) 建設労働者・若年の建設労働者の募集・採用を円滑に行なうための新たな取組みを行うこと。
    - (ニ) 55歳以上の建設労働者又は女性の建設労働者の活躍を促進するための活動を行うこと。
    - (ホ) 建設労働者への魅力ある職場づくりのための取組みを行うこと。
    - (ヘ) 1月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者(以下「期間雇用の建設労働者」という。)に対する雇用改善の取組みを行うこと。
    - (ト) イからへまでに掲げる事業の取組みに必要なコンサルティングを行うこと。
- (2) この計画届は、中小建設事業主が、原則として雇用改善推進事業を実施しようとする日の属する事業年度の5月末日(作業員宿舍等の整備に係る助成金を申請する中小建設事業主については、事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日又は当該整備を実施しようとする日の2週間前の日のいずれか早い日)までに管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (3) この計画届には、雇用改善推進事業計画内訳書(建助様式第6号別紙)、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(写し)又は「労働保険料等納入通知書」(写し)を添付して下さい。
- (4) (1)ロ(ホ)のうち作業員宿舍・作業員施設の整備(賃借)を実施する場合、実施内容を確認するため「建設雇用改善推進助成金要件確認届」(建助様式第7号)を、原則として当該事業を実施しようとする日の2週間前までに提出して下さい。

### 2 記入上の注意

- (1) ①「届出者」欄は、当該助成金に係る中小建設事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入(押印不要)した上、届出者の記名押印等をして、委任状(任意様式)(写)を添付して下さい。
- (2) 「雇用改善推進事業計画」の⑥「事業所における雇用管理の現状・課題」の欄は、事業所における雇用管理の現状及び課題を記入して下さい。  
〈例〉雇用管理責任者の選任状況、若年技術者の入職状況、高齢・女性建設労働者の活用状況、賃金体系・労働時間の整備状況、労働安全管理状況、キャリアルート体系の導入状況など
- (3) ⑦「⑥を解決するために今年度において取り組む事項等」欄は、⑥欄に記入した課題等を解決するため、今年度に取り組む事業内容を記入して下さい。
- (5) ⑧「取組内容」欄は、⑦欄に対応した実施事業、具体的実施内容を選んで下さい。「その他」には計画している具体的実施内容を記入して下さい。
- (6) ⑨「所要費用見込額」欄は、雇用改善推進事業計画内訳書(建助様式第6号別紙)の⑤「所要費用見込額」欄の合計額を記入して下さい。
- (7) ⑩欄は届出年月日の過去1年間における雇用管理研修等の実施又は受講の実績の有無を記入してください。
- (8) ※印欄は、記入しないで下さい。

### 3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設雇用改善助成金に係る計画変更届」(建助様式第13号)により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 届出を行っていない事業の内容を新しく行うとき。
- (2) 所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるとき。

### 4 その他

- (1) この助成金の支給に当たって中小建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
  - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
  - ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した届出書等の写し、申請書等の写し、添付書類の原本、所要費用の領収書その他雇用改善推進事業の実施の経過を明らかにする書類(雇用改善推進事業計画内訳書等)を支給決定日の属する年度の翌年度初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。